みやぎ仙南サイクルツーリズム推進会議規約

　（名称）

1. 本会は、みやぎ仙南サイクルツーリズム推進会議（以下「推進会議」という。）と

称する。

　（目的）

1. 推進会議は、宮城県仙南地域の魅力ある観光資源をつなぎ、交流人口及び関係人口

　等の増加並びに仙南地域全体の活性化を図るため、仙南地域市町の連携によりサイクル

　ツーリズム事業を推進することを目的とする。

　（事業）

1. 推進会議は、前条の目的を達成するために毎年度次に掲げる事項を協議し、連携事

業を推進するものとする。

* 1. サイクルツーリズム事業の事業計画
	2. 前号のサイクルツーリズム事業の収支計画に係る構成市町の負担金
	3. その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

　（構成等）

1. 推進会議は白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎

　町及び丸森町で構成し、それぞれの市町長が構成員となる。

２　推進会議に会長、副会長及び監事２名を置き、会長は互選により決定し、副会長及び監事２名は会長が指名する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには会長の職務を代理する。

４　監事は、推進会議の業務及び経理を監査する。

５　推進会議に作業部会を置く。

　（会議）

1. 推進会議の会議は会長が招集し、議長となる。

２　会長は、会議に関し、特に必要と認めるときには、関係団体に出席を求めることがで

きる。

　（作業部会）

1. 作業部会は、第３条に規定する協議事項に関し、調査、研究、検討を行い、事業計

画及び収支計画等を作成するものとする。

２　作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、その構成は構成市町の観光事業等の担当者とする。

３　部会長は互選により決定し、副部会長は会長が指名する。

４　部会長は、作業部会における調査・研究等の結果を推進会議に報告するものとする。

（会計年度）

第７条　推進会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

　（事務局）

第８条　推進会議及び部会の事務局は、大河原町とする。

　（その他）

第９条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進会議に諮り定める。

　　　附　則

　この規約は、平成31年2月25日から施行する。

二市六町観光担当課長に送付する資料

＜みやぎ仙南サイクルツーリズム推進会議規約説明、平成31年度の流れを含め＞

みやぎ仙南サイクルツーリズム推進会議規約（案）

　（名称）

第１条 本会は、みやぎ仙南サイクルツーリズム推進会議（以下「推進会議」という。）と

称する。

⇒基本、協議会スタイルとするものの、サイクルツーリズムの連携事業の推進内容の合意を得るための会議という趣旨で「推進会議」とした。

　（目的）

第２条 推進会議は、宮城県仙南地域の魅力ある観光資源をつなぎ、交流人口及び関係人口

　等の増加並びに仙南地域全体の活性化を図るため、仙南地域市町の連携によりサイクル

　ツーリズム事業を推進することを目的とする。

⇒仙南地域の観光資源の知名度、認知度をサイクルツーリズムの連携で高める。仙台をはじめ県内外の観光客等の流入を目指したサイクルツーリズムを推進。

　（事業）

第３条 推進会議は、前条の目的を達成するために毎年度次に掲げる事項を協議し、連携事

業を推進するものとする。

（１） サイクルツーリズム事業の事業計画

（２） 前号のサイクルツーリズム事業の収支計画に係る構成市町の負担金

（３） その他推進会議の目的を達成するために必要な事項

⇒推進会議は首長の協議であるため、作業部会により報告を受けて、次年度の事業、予算（負担金）の連携内容の合意を行うものとする。H31年度は予算はございません。H32年度に向けた計画づくりの作業部会でつくり、推進会議で協議をするという流れになります。

　（構成等）

第４条 推進会議は白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎

　町及び丸森町で構成し、それぞれの市町長が構成員となる。

２　推進会議に会長、副会長及び監事２名を置き、会長は互選により決定し、副会長及び監事２名は会長が指名する。

３　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときには会長の職務を代理する。

４　監事は、推進会議の業務及び経理を監査する。

５　推進会議に作業部会を置く。

　（会議）

第５条 推進会議の会議は会長が招集し、議長となる。

２　会長は、会議に関し、特に必要と認めるときには、宮城県職員に出席を求めることがで

きる。

⇒仙南地域広域観光推進プランやみやぎ蔵王三十六景等の仙南地域観光事業の会議の事務局である宮城県地方振興事務所にアドバイザーとして、出席依頼を想定。

　（作業部会）

第６条 作業部会は、第３条に規定する協議事項に関し、調査、研究、検討を行い、事業計

画及び収支計画等を作成するものとする。

⇒作業部会は４月人事異動もあることから本年は５月ごろに開始し、７月、９月の会議を想定し、事業計画及び収支計画をまとめる。

２　作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織し、その構成は構成市町の観光事業等の担当者とする。

⇒観光事業等の担当者は５月頃に決めていく方向ですが、観光係長クラス（市町の判断）を想定。名所、名跡、特産品、グルメ、イベント等を熟知した担当者を想定。

３　部会長は互選により決定し、副部会長は会長が指名する。

４　部会長は、作業部会における調査・研究等の結果を推進会議に報告するものとする。

⇒本年10月に事業計画及び収支計画をまとまった際に、仙南地域の観光担当課長が集まる会議の場で時間をいただき、推進会議に報告する原案を確認するようにします。そして11月、推進会議の開催につなげていきます。

（会計年度）

1. 推進会議の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

　（事務局）

1. 推進会議及び部会の事務局は、大河原町とする。

　（その他）

第９条　この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が推進会議に諮り定める。

　　　附　則

　この規約は、平成31年2月25日から施行する。

※説明スケジュールはイメージであり、作業部会での方向性により調査量、部会回数も変わるものと考える。（例えば、平成32年度ガイドマップ作成とした場合、仕様書及び見積り、補助対象等、また印刷製本発注か、業者委託かの検討であれば平成31年度部会は３回程度と想定）

※平成31年度においては、予算がない推進会議となる。作業部会での情報交換から連携事業のまとめまで部会員の協議がメインとなる。事業内容及び予算は、11月の推進会議に諮り了承後に平成32年度予算に計上することとなる。

※平成31年度に設置が進むと思われる宮城サイクルツーリズム推進協議会の地域部会の構成、方向性と、本推進会議の構成、方向性が合致する場合には、地域部会の観光分野として地域部会に吸収される場合がある。